

瀬戸内市監査委員公表第4号

令和7年度定期監査及び行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和7年度定期監査及び行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月28日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	法令等に定められた支出の方法によらず、債権者以外の者に対して立替払により支出していることは法令に違反していると認められる。	瀬戸内市民病院	立替払は地方公営企業法に存在しないため、資金前渡へ支払方法を変更した。このために、瀬戸内市病院事業会計規程の一部を改正した。